

公布された条例のあらまし

◇静岡県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 浜松市の区の再編に伴い、浜北警察署、浜松東警察署、浜松中央警察署、浜松西警察署及び細江警察署の管轄区域の表記を改めました。（第1条関係）
- (2) 再編後の浜松市の区との整合性の確保等のため、浜松東警察署、浜松中央警察署及び細江警察署の管轄区域を見直しました。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和6年1月1日から施行することとしました。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第4関係）

イ 諸手当の改定

- (ア) 在宅勤務等手当を支給することとしました。（第3条、第11条、第11条の6、第17条関係）
- (イ) 初任給調整手当について、支給限度額を引き上げるとともに、支給範囲を拡大しました。（第8条の2関係）
- (ロ) 通勤手当について、支給限度額を引き上げました。（第11条関係）
- (ハ) 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第20条関係）
- (ニ) 勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第21条関係）

(2) 特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正

期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第5条関係）

(3) 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

ア 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第5条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第6条関係）

(4) 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員に適用する給料表について、給料月額を引き上げました。（第4条関係）

イ 期末手当について、年間の支給割合を0.1月分引き上げました。（第5条関係）

(5) 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 勤勉手当を支給することとしました。（第2条、第6条、第11条、第14条関係）

イ 在宅勤務等手当等を支給することとしました。（第2条、第10条関係）

ウ 令和6年1月1日から同年3月31日までの間に支給する給料及び令和5年12月に支給する期末手当の額について定めました。（附則第3項～附則第5項関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1～別表第3関係）

(2) 諸手当の改定

ア 在宅勤務等手当を支給することとしました。（第4条、第12条、第12条の6、第18条関係）

イ 通勤手当について、支給限度額を引き上げました。（第12条関係）

ウ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第21条関係）

エ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第22条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

静岡県人事委員会の勧告等に基づき職員の給与を改定しました。

2 内容

(1) 給料表の改定

若年層に重点を置いて給料表の給料月額を引き上げました。（別表第1関係）

(2) 諸手当の改定

ア 在宅勤務等手当を支給することとしました。（第4条、第11条の2、第11条の11、第17条関係）

イ 初任給調整手当について、支給限度額を引き上げました。（第9条の2関係）

ウ 通勤手当について、支給限度額を引き上げました。（第11条の2関係）

エ 期末手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第20条関係）

オ 勤勉手当について、年間の支給割合を0.05月分引き上げました。（第21条関係）

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、公布の日から施行することとしました。

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

想定される南海トラフ地震に備えた地震・津波対策の実施のための特別な財政需要に対応するため、法人の事業税について、令和6年4月1日から5年間、引き続き特例税率を適用することとしました。（附則第17項、附則第19項関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県港湾管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、岸壁・栈橋等に係留するプレジャーボートに係る使用料を新設するほか、必要な改正を行いました。（第8条、別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県県営住宅条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

住宅に困窮する低額所得者に対して的確に県営住宅を供給するため、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 単身で入居できる年齢を引下げる等入居者の資格を改めました。（第4条～第4条の3関係）
- (2) 連帯保証人に係る規定を削除する等入居の手続を改めました。（第9条関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇浜松市の区の再編に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定の理由及び内容

浜松市の区の再編に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
- (3) 静岡県暴力団排除条例

2 施行期日

この条例は、令和6年1月1日から施行することとしました。

◇静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 県と市町で協議が調った事務を令和6年度当初から県が処理することとしたことに伴い、現在、市町

が処理することとしている事務の削除をする改正を行いました。（別表第1関係）

- (2) 医療法の改正に伴い、新たに静岡市及び浜松市が処理することとなる事務の追加をする改正を行いました。（別表第1関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、一部の改正を除いて、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

条例の違反者に対する罰則等を見直したことに伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 許可を受けた者は、当該許可に係る行為が規則で定める行為であるときは、終了等の届出後に検査を受けなければならないこととしました。（第11条関係）
- (2) 監督処分の内容を拡充しました。（第13条関係）
- (3) 条例の違反者に対する監督処分の公表について定めました。（第14条関係）
- (4) 条例の違反者に対する懲役刑の上限を1年から2年に、罰金刑の上限を2万円から100万円に、それぞれ引き上げました。（第16条関係）
- (5) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 制定の理由及び内容

地方自治法の改正に伴い、次の条例について必要な改正を行いました。

- (1) 静岡県監査委員に関する条例
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- (3) 静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例
- (4) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

◇静岡県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

社会情勢の変化を考慮し、県民の平穏な生活を保持するため、反復したつきまとい行為等の禁止について、相手方の承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付ける行為等を追加するほか、必要な改正を行いました。（第4条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。